

泌尿器科分子細胞研究会 研究奨励賞選考規則

(目的)

第一条 泌尿器科分子細胞研究会（以下本会と略す）は、本会の活性化と若手泌尿器科医の基礎研究に対する意欲の向上を目指して、各研究会で最も優れた発表者に研究奨励賞（以下本賞と略す）を与える。

(対象)

第二条

1. 本賞の対象となる発表は、原則として日本国内で行われ、泌尿器科領域における基礎研究に関するものとする。
2. 応募者は40歳未満（本会開催時）の本会会員とする。
3. 同一個人の受賞は2回までとする。

(応募)

第三条

1. 本賞に応募するものは、抄録提出時に応募の意思を明らかにしなければならない。
2. 応募演題は各施設1題までとする。
3. 発表時間厳守に関する運用は、会長に一任されるため、研究奨励賞演題募集要項に発表時間に関する採点方法を明記しなければならない。

(審査)

第四条 審査は本会運営委員会が定める複数の審査委員によって行われ、運営委員会の合議によって受賞者を選考する。

(表彰・公表・賞金)

第五条 受賞者は研究奨励金を授与される。

受賞者名と受賞演題名は、本会研究会プログラム紙上に公表される。

本賞に必要な経費は本会一般会計から出費される。

(施行細則)

第六条 本規則実施の具体的方法は実施細則に定める。

(改定)

第七条 本規則は本会運営委員会の合議によって改定される。

本規則は2006年より実施される。

泌尿器分子細胞研究会 研究奨励賞実施細則

(受賞者数・発表形式)

第一条 各研究会において、受賞演題 2 題を選考、表彰する。

受賞対象演題の発表形式については各研究会の主催者が決定する。

(審査委員)

第二条

1. 審査委員は本会会員の泌尿器科学会指導医とし、本会運営委員の推薦のもとに運営委員会で決定する。
2. 各研究会での審査委員の数は 8 名以上とする。
3. 各研究会の世話人は、あらかじめ審査委員を選任し、当日研究会への出席を要請する。
4. 審査委員は、出身大学の関連病院など、関係する演題の審査を行うことはできない。
5. 座長は審査委員をかねることができる。

(審査・選考方法)

第三条

1. 応募演題はプログラム上に明示する。
2. 審査は付表に従って行い、合計点の平均で評価する。
3. 受賞者の選考は、審査委員の審査結果に基づき、本会運営委員会で行う。

(表彰)

第四条 受賞者の表彰は、研究会の場で行う。

(賞金)

第五条 研究奨励金は 1 題につき 10 万円とする。

本細則は 2006 年より実施される。

附則

採点項目に「発表時間厳守」について追記し、2017 年 4 月より施行する。

泌尿器科分子細胞研究会 研究奨励賞審査表

1. 審査委員氏名・所属を明記する。

2. 採点基準：

- 1：一般の発表と比べて水準以下、明らかに劣っている。
- 2：一般の発表と比べて同等、平均的。
- 3：一般の発表と比べてやや優れている。
- 4：一般の発表と比べて明らかに優れている。
- 5：これ以上は望めない、完璧な発表。

3. 採点表・採点項目・選考方法：

各審査委員は下記審査項目毎に採点する。

本会運営委員会にて合計点の集計を行う。

集計点の平均を基準に、運営委員会の合議により最終的に受賞者を選考する。

下記に示す口演部門 4 項目、ポスター部門 5 項目の他に発表時間厳守に関しても審査項目とする。具体的な運用については会長に一任する。

研究奨励賞：口演部門

演題 番号	発表者 氏名	審査項目	点数	合計点
		発表内容は学術的に重要か。	1・2・3・4・5	
		研究計画・方法は科学的に妥当か。	1・2・3・4・5	
		発表内容はわかりやすかったか。	1・2・3・4・5	
		質疑に適切に返答したか。	1・2・3・4・5	

研究奨励賞：ポスター部門

演題 番号	発表者 氏名	審査項目	点数	合計点
		発表内容は学術的に重要か。	1・2・3・4・5	
		研究計画・方法は科学的に妥当か。	1・2・3・4・5	
		ポスター内容はわかりやすかったか。	1・2・3・4・5	
		口演内容はわかりやすかったか。	1・2・3・4・5	
		質疑に適切に返答したか。	1・2・3・4・5	